

衣浦ポートサービス株式会社

初任運転者への「安全運転の実技指導」について

○基本方針

- ・まずは座学を先行して実施する。
- ・業務時間中に選任運転者による運行があるときに同行する
- ・特定の指導者に限らず、運行管理者及び選任運転者全員が交代で運転の実技指導を行う。

○実施ルート・方法

- ・基本的には船員バスの運行ルートと貸切バスでご利用いただくことがある駅や高速道路で実技指導を行います。
- ・後進での駐車になれるために、会社敷地内にて駐車訓練も行っています。

○車種区分

- ・小型車（マイクロバス）にて訓練を行います。
車種区分の定義 小型 車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

○指導者（添乗者等）の指導歴

- ・座学は運行管理者（運行管理者歴10年～）がe-learningを活用して教育を行います。
- ・実技指導に関しては、選任運転者（旅客バス運転歴3年～30年以上）が交代で添乗して行います。運行管理者も同行して、運転操作の確認を行います。

○指導の具体的内容

（運転操作）

- ・初任運転者本人が運転し、指導者が助手席または運転席の後席に座り、運転操作や安全確認（目視等）が的確に実施できているかチェックします。
- ・必要に応じて指導者（選任運転者）自身が運転します。（初任運転者としては座学扱い）

（営業関係）

- ・立ち寄り所、駅、運行ルート上の注意点等を運行管理者が添乗し指導します。

（初任運転者および指導者からのフィードバック）

- ・初任運転者はできなかった点、分からなかった点を確認し、随時指導者（運行管理者、選任運転者）に報告、指示を仰ぎます。同様に指導者も評価をし、習熟度合いを担当者間で共有します。